

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款(以下「契約書」という。))に基づき、別添仕様書及び図面等(以下「仕様書等」という。))に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、契約の目的である契約書記載の物品を、発注者が発注書で指定する期日、場所に指定する数量を納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

(権利の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。(納品書等の提出等)

第3条 受注者は、物品を納入するときは、納品書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

3 受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。

(検査)

第4条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に発注者の職員をして検査を行わせるものとする。

2 前項の検査を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験により検査を行うことができる。

3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検査に立ち会わなければならない。

4 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、第2項から第4項までの規定を準用する。

6 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又はき損した物品に係る損失は、すべて受注者の負担とする。

(引換え又は手直し)

第5条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第3条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に検査を行うものとする。

5 第4条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検査について準用する。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第6条 物品の所有権は、検査に合格したとき、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(かしの担保)

第7条 受注者は、納入した物品に品質不良、変質、数量の不足その他のかしがあるときは、別に定める場合を除き、所有権移転の日から1年間、その補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

(納入期限の延長等)

第8条 受注者は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

(遅延違約金)

第9条 受注者の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額(既済部分又は既納部分がある場合は、当該部分に対する金額を契約金額から控除した金額)に対し、年5パーセントの割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるときは又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第4条第1項又は第5条第4項の検査に合格したときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第5条第2項の規定により引換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

第10条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第11条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約単価、その他の契約内容を変更することができる。

(代金の支払い)

第12条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ発注者の検査に合格したときは、当該月分の代金(当該月分の納入数量に契約単価を乗じて得た額(1円未満切捨て)に100分の8を乗じて得た消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(1円未満切捨て))を一括して毎月1回翌月初日以降に請求することができる。

2 発注者は、前項の請求を受けたときは、請求を受けた月の翌月末までに、代金を支払わなければならない。

3 発注者は、前項の期間内に代金を支払わないときは、受注者に対して未払い金額につき、遅滞日数に応じ年5パーセントの割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき、又は発注者が認めるとき。

(2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 受注者が地方独立行政法人長崎市立病院機構契約規程(平成24年規程第52号)第4条第1項、第3項及び第4項の規定に該当すると判明したとき。

(5) 前各号のほか、受注者が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(6) 第16条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。

(7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団

員」という。)であると認められるとき。

- ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

3 受注者は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。この場合において、分割納入し発注者の検査に合格した物品があるときは、契約金額から分割納入した物品の契約金額相当額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金とする。

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、地方独立行政法人長崎市立病院機構契約規程第32条第1項の規定に基づき、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定(執行猶予の場合を含む。以下同じ。)したとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が前項の規定に基づきこの契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、前条第2項及び第3項の規定に基づいて手続きするものとする。

(協議解除)

第15条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号の一に該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第11条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 前条第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(談合その他の不正行為に係る賠償の予定)

第17条 受注者は、この契約に関して第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約の解除にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第14条第1項第1号に該当するとき(納付命令に係るものであるときを除く。)であって、当該対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。
- (2) 第14条第1項第2号に該当するときであって、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、その超過分につき賠償を請求することができる。

(個人情報の保護)

第18条 受注者は、業務に係る個人情報の保護について、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 受注者は個人情報の保護に留意し、この契約の履行に当たって知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止、並びに盗用の禁止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、個人情報を目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
 - (3) 受注者は、データ、プログラム等及びその関係資料の全部又は一部を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。
 - (4) 受注者はこの契約による事務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等(複写し、複製したものを含む)を、当該契約による事務の処理の終了後速やかに発注者に返還するものとする。
 - (5) 発注者は、必要に応じて立入検査を実施することができる。立入検査の際には、受注者は発注者の求める関係資料を速やかに提示しなければならない。
 - (6) 受注者は、個人情報保護の取扱い業務を行う際に、事故が発生した場合には、速やかに発注者に報告を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 発注者は、受注者がこの契約の履行にあたり前項の規定に違反したときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(相殺)

第19条 発注者は、この契約によって生じた受注者に対する金銭債権があるときは、受注者に対する支払代金と相殺することができる。

(合意管轄)

第20条 本契約に関する紛争については、長崎地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第21条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者の協議の上定めるものとする。